

橋本市新型コロナウイルス対策本部会議（第6回）

決定事項

（令和2年4月6日）

新型コロナウイルスをめぐる政府の専門家会議が「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」をまとめたことを受け、4月1日に政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」が開かれ、今後の対応についての方針が示されたことから、本日（4月6日）、第6回目となる「橋本市新型コロナウイルス対策本部会議」において本市の今後の対処方針等について次の通り決定します。

ただし、市内等で新型コロナウイルス感染者が確認され、クラスターが発生している状況が想定される場合は、速やかに本部会議を招集し、状況に応じた対応方針や対応策を検討することとします。

なお、この会議において決定した事項で、市民の皆様に対し、ご理解やご協力が必要な事項については、速やかにホームページ等でわかりやすく公表するものとします。（市民の皆様向けの決定事項の公表項目は、1から4とします。）

令和2年4月1日、政府の専門家会議から感染のまん延状況に応じて、「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」、「感染未確認地域」の3つに区分し、それぞれの地域区分の考え方やそれに応じた各自治体で感染拡大防止のために想定される対応が示され、併せて市民の行動変容をより一層強めていただく必要性が指摘されており、バー、ナイトクラブ、カラオケ、ライブハウス等、夜間の繁華街への出入りを控えることとの指摘がなされたことを踏まえ、引き続き、いわゆる「3つの密」（以後、第5回本部会議で使用した「3つの原則」を「3つの密」と言い換える。）を避ける行動の徹底など、感染拡大防止に向け市民の皆様方に改めてご協力をお願いするところです。また、文部科学省より新学期からの学校再開について新たなガイドラインが報告されましたが、それぞれの地域区分に応じて地域や学校現場で円滑な対応が行われるよう、ガイドラインの周知徹底を図ることとします。

本市においては、現時点で感染者は確認されていないものの、和歌山県全体としては3つの地域区分のうち「感染確認地域」に当たるとされ、また、「感染拡大警戒地域」であり特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令される可能性がある大阪府に隣接していることもあり、これらのことを踏まえ対処方針を次の通り改めて定めることとしたので市民の皆様のご協力をお願いします。

1. イベントや会議について

人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、従前方針（第5回本部会議決定）のとおり4月8日より実施していくものとします。ただし、屋内で多数の人（50名以上）が集まるイベントや会議は、原則、中止または延期することとします。（集まる人数にかかわらず、行政が主催する会議等については、書面での回覧や決議など代替え措置等を検討すること。）

2. 公共施設等の利用について

公共施設（建物）については、一部を除き4月8日より通常どおり開館するものとします。その際は、クラスター感染の対応策として、施設の利用者に対し、事前の検温を徹底するとともに、利用者名簿等（連絡先含む。）への記入を求めることとします。

なお、「3つの密」を回避することができない利用形態となる場合については、当分の間、開館（開放）を一部又は全部について見合わせるものとします。（以下、第5回決定事項のとおり）

3. 市立小中学校の運営について

市立小中学校は予定どおり4月8日から新学期を開始します。文部科

学省より新学期からの学校再開について新たなガイドラインが報告されたことから、地域や学校現場で円滑な対応が行われるよう、周知徹底を図るとともに、必要な支援を行うこととします。

4. 予防啓発について

引き続き、感染の防止に向けた予防啓発を積極的に行うものとします。また、「3つの密」を厳守するため、イベント等の内容によっては、職員が現地へ赴き活動状況を確認することや指導することがあります。

なお、国の緊急事態宣言を受けるなどして帰省する大学生などに対し、健康管理のため毎日の検温などを励行する一方で、クラスター感染を防止するため、集団での会食やカラオケ、ジムや卓球など室内での活動は控えるように啓発を行うこととします。

5. 職場での対応について

引き続き、次の点に留意するとともに、いわゆるBCPの対応について、「橋本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を参考に各部単位でまとめ、課題を共有するとともに、対応策をシミュレーションしておくこと。

- (1) 職務上での海外渡航は、中止又は延期とする。また、個人的な海外渡航についても自粛すること。

- (2) 「感染拡大警戒地域」とされる大阪方面などへの公務出張については、業務上やむを得ない場合を除き、取り止めるものとする。
- (3) 来庁者への感染防止対策として、日々のアルコール消毒対策を行うこと。また、可能な限り対面での接触を減らす工夫を行うこと。
(電話やメール、又は郵送等への切り替えなど)
- (4) 職員から感染者が出現した場合は、数日間閉庁する可能性があることから、市民の皆様への影響を考慮し、止められないサービスの対応策を事前に検討しておくこと。

6. 国による緊急事態宣言がなされた場合の対応について

和歌山県を対象地域とした、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発せられた場合は、県知事の要請又は指示に従うために本市対策本部を速やかに開催するものとします。